

# 畜産会 経営情報

NO.  
**410**

令和 6 年  
1 月 20 日

公益社団法人 **中央畜産会**  
Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2 丁目 16 番 2 号 第 2 デイ・アイシービル 9 階  
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890  
URL <https://jlia.lin.gr.jp>

## 主な記事



### 1 畜産学習室

畜産特別資金借受者への経営改善指導(第 19 回)  
～栃木県における畜産特別資金借受者への取り組み～

(公社) 栃木県畜産協会 服部 健太

### 3 行政の窓

令和 6 年度畜産物価格の決定について

農林水産省

### 2 畜特資金情報

令和 4 年度上期における畜産特別資金等借入者の  
計画達成に係る実績点検結果の概要について②

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

### 4 お知らせ

各種交付金単価の公表について

## 1 畜産学習室

# 畜産特別資金借受者への経営改善指導(第 19 回) ～栃木県における畜産特別資金借受者への取り組み～

(公社) 栃木県畜産協会 服部 健太

## はじめに

今回は、栃木県における畜特資金の借受者に対する指導体制について紹介しました。今回は、本県において畜特資金借受者に対して現在継続して実施している指導事例について 3 つ紹介します。

## 事例紹介

### (1) A 牧場 (酪農経営)

A 牧場は酪農専業経営で労働力は経営主、妻、後継者の 3 名です。経営規模は経産牛

59 頭、哺育・育成牛 48 頭で、牛舎は対尻式つなぎ牛舎です(表 1)。

平成 17 年末に借入をして乳牛 10 頭を導入しましたが、平成 18 年からの減産型計画生産による出荷抑制、平成 19 年以降の飼料高の影響により運転資金が不足し償還が厳しくなったため、単発的な償還条件変更を行うなどして対応してきました。その後、繁殖検診を行い、平成 23 年に乳牛 10 頭を導入するなど経営の向上を目指していましたが、東日本大震災に伴う原発事故の影響により自給飼料の給与が困難になり、乳牛のコンディションが悪化して長期未受胎牛が多くなり、乳

(表1) A 牧場における頭数、乳量の推移

|                | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  |
|----------------|-------|-------|-------|
| 経産牛(頭)         | 59    | 59    | 59    |
| 育成牛(頭)         | 47    | 47    | 48    |
| 生乳生産量(t)       | 525.4 | 502.2 | 551.6 |
| 経産牛1頭当たり乳量(kg) | 8,905 | 8,511 | 9,349 |

量が低下してしまいました。その後も飼料価格はさらに高くなっていき、平成26年に畜特資金を借入れ、経営改善を目指すこととなりました。

借入後は乳牛のコンディションの回復や資金計画の円滑な達成を目標として経営改善計画に取り組みました。飼養管理に関しては所属酪農協が中心となって指導し、すでに取り組んでいた繁殖検診を毎月行うことで乳牛の状態をしっかりとモニタリングし、繁殖成績の改善を図りました。同時に牛の状態に合わせた飼料設計を行い、定期的に見直しも行いました。自給飼料の生産に関してもコントラ組織を有効に活用して良質な粗飼料生産に取り組み、飼料作付面積は7haから10haまで増やすことができました。その結果、現在は繁殖成績に関しては平均分娩間隔13ヵ月程度を維持しており、経産牛1頭当たり年間乳量は9300kgとなっています。

資金計画に関しては融資機関を中心に指導を行いました。A牧場の融資機関はJAではなく民間の金融機関です。民間のノウハウを活用した指導を受けることで経営主の借入に対する意識も変わっていききました。現在は償還のために毎月24万円の積立てを継続しており、家計費も節約しています。

一方、乳牛の導入をやめて自家産により後

継牛を確保する経営方針にしたため、後継牛の保有頭数が多く費用がかさんできています。特に近年の飼料高の影響を考えると、経営規模に応じた適正頭数の飼養を心がけることが重要となっており、今後は毎年必要となる後継牛頭数を明確にすることで、さらなる経営の安定を目指しています。

## (2) B 牧場(酪農経営)

B牧場は酪農専業経営で労働力は経営主、後継者、後継者の配偶者の3名です。経営規模は経産牛52頭、哺育・育成牛37頭で、牛舎はフリーストール牛舎で、搾乳ロボットを活用しています(表2)。

平成19年の飼料価格高騰の影響により収益性が低下していき、平成23年の東日本大震災により自給飼料の内容の変更を余儀なくされた結果、乳牛の採食量も減少してしまいました。さらには原発事故の風評被害によりF<sub>1</sub>やホル雄、廃用牛の価格も下落してしまい、牛舎新設に伴い借入したスーパーL資金返済が苦しくなっていました。平成24年に後継者が就農し、収益性向上を図るために乳牛20頭の導入を行いました。また、同年には搾乳ロボットの老朽化に伴う大幅な修繕が必要となったため、今後の修繕費増加を考慮し更新を図りました。しかし、敷料の問題により乳房炎が多発し、損耗頭数が多かった

ことや、平成 24 年からのさらなる飼料高騰の影響により償還が厳しくなり、平成 27 年に畜特資金を借り入れました。

借入後は主に飼養管理技術向上を目標にして飼料メーカーと所属酪農協が中心となり飼料給与メニューの定期的な見直しを行いました。また、後継者の結婚により労働力が 1 人増えたことで乳牛の観察や敷料の交換頻度を上げるなど飼養管理にかかる時間が増え、繁殖成績も安定してきました。結果的にこの労働力が 1 人増えた影響は、これまで実施してきたどの取り組みよりも経営に好影響を与えました。近年では機械能力の向上により、少ない労働力で多くの牛を飼うことができるようになってきましたが、知識や経験のある人間が牛を観察し、細かな牛の変化を見逃さないことは基本であるがゆえに非常に大切なことであると改めて実感する出来事でした。

筆者は B 農場の地域指導班が実施する現

地検討会に参加する機会がありました。令和 2 年までは経営は非常に安定していましたが、令和 3 年に関しては飼料価格高騰の影響もあり飼料費が前年より 500 万円以上高くなる見通しでした。後継者夫婦に農場で話を聞いたのですが、自給飼料確保が経営安定につながると考えているため、今後は離農者の土地を借りて自給飼料作付面積を増やす予定であると明るく話してくれました。その姿はとても活気に満ちており、酪農経営には厳しい状況ですが、必ず乗り越えてくれるだろうと感じました。

### (3) C 牧場（肉用牛肥育（交雑種）経営）

C 牧場は肉用牛肥育（交雑種）経営で、労働力は経営者、妻、後継者の 3 名です。令和 4 年度の経営規模は常時飼養頭数 247 頭、年間導入頭数 126 頭、年間出荷頭数 120 頭で、畜特資金借入時の経営規模を維持しています（表 3）。

(表 2) B 牧場における頭数、乳量の推移

|                  | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 |
|------------------|--------|--------|--------|
| 経産牛（頭）           | 52     | 52     | 52     |
| 育成牛（頭）           | 35     | 37     | 34     |
| 生乳生産量（t）         | 567.6  | 568.1  | 552.8  |
| 経産牛 1 頭当たり乳量（kg） | 10,916 | 11,031 | 10,733 |

(表 3) C 牧場における頭数、導入、出荷内容の推移

|            | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 |
|------------|--------|--------|--------|
| 常時飼養頭数（頭）  | 244    | 243    | 247    |
| 年間導入頭数（頭）  | 122    | 122    | 126    |
| 平均導入価格（千円） | 316    | 330    | 272    |
| 年間出荷頭数（頭）  | 109    | 118    | 120    |
| 平均枝肉重量（kg） | 543    | 553    | 543    |
| 平均出荷価格（千円） | 792    | 814    | 783    |

平成 19 年の飼料価格高騰の影響により徐々に経営内容が悪化していき、平成 22 年に畜特資金を借り入れることで経営改善を図ることとなりました。

C 牧場は肥育もと牛を生後 2 カ月齢程度で導入するため、生後 7 カ月齢程度のもと牛を導入するよりも導入費を抑えられる反面、哺育・育成に関する技術が必要とされます。牛の事故率を見ると 1～2 %を維持していますので問題ありませんが、枝肉重量はやや小さい傾向があり改善の余地がありました。そのため、枝肉重量を大きくすることを目標にして地域指導班を中心に経営改善計画に取り組みました。

所属農協や飼料メーカーを中心に牛の発育ステージに応じた飼料給与体系を見直し、飼槽を清潔に保つなどの対策を行いました。同時に牛にとって快適な環境を保つために敷料の交換頻度を上げるなどの対策を行い、近年の平均枝肉重量は 540kg 程度になっています。

C 牧場のもう 1 つの明確な課題は、支出内容を把握しきれないことでした。経営主の家族構成を見ると、経営者と妻、後継者夫婦とその子供 3 人、経営者の母と合計 8 名が同居しており、後継者の妻は農外就農しています。また、食用米も作っているため収入・支出が複雑化していました。このような背景に加えて、経営者の意識の問題もあり家計費が過大でした。家計費を圧縮するために家計簿をつけて毎月の生活費をきちんと管理するよう指導してきましたが、なかなか実行してもらえず、今でも正確な支出状況を把握するのが困難な状況です。畜特資金の性質上、償還

が滞らなければよいというわけではなく、経営改善計画に取り組みながら明瞭明確な経営を目指すのが重要であることを再認識してもらえるよう指導を継続します。

### おわりに

今回は 3 つの事例を紹介しましたが、それぞれ経営における課題は異なり、支援する内容も異なってきます。一方、支援側について考えると課題は共通しており、指導員の不足にあります。国際情勢の不安定化に伴う飼料・資材・燃料等の価格高騰が長期化しており、生産者にとっては畜種に関わらず厳しい状況が続いています。これらの外的要因は自身の努力で解決することが難しいため、このような時こそ生産者が相談できる環境が必要ですが、支援する側も人員不足や担当者の異動に伴う技術継承が上手くいかないなど支援体制が充実しているとは言い難い状況です。

本会は経営診断や各種補助事業を実施する事で経営支援に必要な知識・技術を取得してきました。また、より高度な知識が必要な場合は専門家に依頼するコーディネーター的な役割を果たすこともできます。まさに今こそ生産者を支援する組織としての役割を発揮する時だと考えています。

今後も畜産農家数の減少は避けられないと推測されますが、1 戸でも多くの経営が続けられるよう、関係者と一丸となって支援事業を推進したいと思います。

(筆者：(公社) 栃木県畜産協会 業務部 経営支援課 課長 服部 健太)



## ●中央畜産会からのお知らせ●

# 日本飼養標準・肉用牛 — (2022年版) —

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 編

A4判304ページ 養分要求量算出・飼料設計診断プログラム付き

価格：定価4,400円(税込・送料別)



日本飼養標準は、わが国で飼養されている家畜・家禽の成長過程や生産性などに応じた適正な養分要求量を示したもので、わが国における家畜飼養管理の基本であり、生産現場をはじめ行政、普及、教育等の分野で幅広く活用されています。

「日本飼養標準・肉用牛」は前回改訂された2008年以降、国内外での新たな研究成果が得られ、畜産物需要の拡大に対応するため増頭・増産、牛肉の輸出拡大を反映した肉用牛の新たな飼養管理システムが模索されています。また、輸入飼料価格の高騰に伴い、飼料自給率向上への取り組みが一層求められています。

今般、これらの情勢の変化に対応するために「日本飼養標準・肉用牛」を14年ぶりに改訂しました。肉用牛経営者や支援・指導者必携の1冊です。

## 改訂の主な内容

- 肥育終了時体重の大型化に対応したエネルギーや蛋白質の養分要求量の見直し
- 現在の牛に対応した乾物摂取量推定式の見直し
- 自給飼料の利用拡大を図るために、肥育経営における自給粗飼料、自給濃厚飼料および製造副産物の飼料利用に関する解説の拡充
- 環境負荷物質の低減を考慮し、ふん尿、窒素および無機物排せつ量の低減やメタン抑制に関する解説の充実
- 肉用牛生産の低コスト化に向け肥育期間短縮に関する解説
- 放牧牛の養分要求量の基礎的知見の見直し
- 技術的な変化が著しい哺育期の飼養管理について新たな知見の紹介
- 養分要求量の計算ソフトと飼料成分表のバージョンアップ

お問い合わせ・お申込みは下記まで

公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-16-2 第2ディーアイシービル9階  
TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890 Email: book@jlia.jp

## 2 畜特資金情報

# 令和4年度上期における畜産特別資金等借入者の計画達成に係る実績点検結果の概要について②

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

### (2) 肉用牛経営

#### ア 計画に対する進捗状況 (表1)

① 報告があった農家数 246 戸 (経営形態別: 肉専繁殖 155 戸、肉専肥育 83 戸、乳用肥育 8 戸、哺育育成 0 戸) の一戸当たりの実績は、飼養頭数は 127.8 頭 (計画対比 98.9%) で、畜産部門収入は 39,066 千円 (同 46.1%)、畜産部門支出は 36,564 千円 (同 46.8%)、家計費は 1,726 千円 (同 57.0%) となり、償還財源は 5,438 千円 (同

50.5%) となっています。

② 北海道の一戸当たりの実績は、飼養頭数は 103.5 頭 (計画対比 98.7%) で、畜産部門収入は 17,406 千円 (同 50.1%)、畜産部門支出 13,943 千円 (同 48.0%)、家計費は 2,455 千円 (同 48.1%) となり、償還財源は 956 千円 (同 32.8%) となっています。

③ 府県の一戸当たりの実績は、飼養頭数は 128.1 頭 (計画対比 98.9%) で、畜産部門収入は 39,335 千円 (同 46.1

(表1) 肉用牛経営の資金別計画達成の進捗状況 (一戸当たり)

(単位: 千円、%)

| 区 分 | 資 金 名  | 集計戸数 | 飼養頭数  |      | 畜産部門収入 |      | 畜産部門支出 |      | 家計費   |      | 償還財源   |      |
|-----|--------|------|-------|------|--------|------|--------|------|-------|------|--------|------|
|     |        |      | (平均)  | 計画対比 | (平均)   | 計画対比 | (平均)   | 計画対比 | (平均)  | 計画対比 | (平均)   | 計画対比 |
| 北海道 | 畜産特別資金 | 3    | 103.5 | 98.7 | 17,406 | 50.1 | 13,943 | 48.0 | 2,455 | 48.1 | 956    | 32.8 |
|     | 緊急支援資金 | -    | -     | -    | -      | -    | -      | -    | -     | -    | -      | -    |
|     | 計      | 3    | 103.5 | 98.7 | 17,406 | 50.1 | 13,943 | 48.0 | 2,455 | 48.1 | 956    | 32.8 |
| 府 県 | 畜産特別資金 | 81   | 170.8 | 97.7 | 52,524 | 47.5 | 49,152 | 49.1 | 2,030 | 55.0 | 11,214 | 48.7 |
|     | 緊急支援資金 | 162  | 106.7 | 99.9 | 32,699 | 45.1 | 30,766 | 45.1 | 1,549 | 58.8 | 2,668  | 54.9 |
|     | 計      | 243  | 128.1 | 98.9 | 39,335 | 46.1 | 36,844 | 46.8 | 1,716 | 57.2 | 5,493  | 50.6 |
| 計   | 畜産特別資金 | 84   | 168.4 | 97.7 | 51,270 | 47.5 | 47,879 | 49.1 | 2,047 | 54.6 | 10,844 | 48.7 |
|     | 緊急支援資金 | 162  | 106.7 | 99.9 | 32,699 | 45.1 | 30,766 | 45.1 | 1,549 | 58.8 | 2,668  | 54.9 |
|     | 計      | 246  | 127.8 | 98.9 | 39,066 | 46.1 | 36,564 | 46.8 | 1,726 | 57.0 | 5,438  | 50.5 |

%)、畜産部門支出は 36,844 千円（同 46.8 %）、家計費は 1,716 千円（同 57.2 %）となり、償還財源は 5,493 千円（同 50.6 %）となっています。

- ④ 全国の償還財源の進捗率は、25 % 以下の農家が 67 戸（27.2 %）、25 ~ 50 % 未満が 55 戸（22.4 %）、50 % 以上が 124 戸（50.4 %）となっています。

イ 計画に対して進んでいない要因等

〔畜産部門収入〕

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響とロシアによるウクライナ侵攻により飼料価格や資材費が高騰し、肥育農家の買い控えにより取引価格が低下
- ・母牛が高齢化しており、虚弱体質の子牛が増え、死亡・廃用牛が増えたことにより、セリの出荷頭数が減少
- ・新型コロナウイルス感染症拡大による枝肉相場の低迷
- ・死亡・廃棄牛が発生している
- ・ローソニア（腸炎）が多く事故率がなかなか減少せず出荷頭数減少
- ・肥育舎が密飼いになったことから、枝肉重量がとれなかった
- ・借入者の体調不良に端を発して、飼養・販売頭数減少
- ・長期不妊牛および高齢牛淘汰が予定を大きく上回ったため
- ・畜舎の老朽化による飼養環境の悪化に伴い家畜のストレスからの生育不

良および飼養管理不備により出荷頭数減少

- ・新型コロナウイルスの影響によりインバウンド需要が減少し、枝肉販売価格が下がっているため
- ・疾病が若干多くみられたので発育に影響したため

〔畜産部門支出〕

- ・規模拡大中であり、また飼料価格高騰の影響により、経費が増加
- ・交雑種肥育から黒毛和種肥育への畜種移行中のため、費用増加
- ・薬品衛生費への費用が過大
- ・もと牛相場の高騰
- ・ロシアによるウクライナ侵攻の影響で飼料価格や資材費が高騰

ウ 地域で実施した指導と今後の対応

① 経営・資金管理等の指導

- ・財務書類を基に経営計画の見直しを行い、借受者を交えての検討会を実施
- ・青色申告の経費等の記帳を行うよう指導
- ・購買未収金残高が高額であるため収支の把握に努め、未収金残高の抑制に努めるよう指導
- ・もと牛導入費用を抑えるため、経営検討会で導入額の上限を設定し高額なもと牛導入をしないよう指導
- ・後継者へのスムーズな継承が行えるよう、本人と後継者立ち会いのもと、毎月の営農口座の流れを確認

- ・機械や固定資産の導入を検討しているときは、早めに相談するよう指導

② 飼養技術・管理等の指導

- ・ビタミン欠乏による事故や発育不良の予防として血液検査を行い、ビタミン剤投与によるビタミンコントロールを指導
- ・河川乾燥草を畜舎中央に押し込んだまま換気状況が依然として悪い状況であるため、ロールなどで外に保管するよう指導
- ・給与量の把握と導入後の肥育前期から中期までの飼養管理の改善を図り、観察の徹底を指導
- ・枝肉重量の確保、肥育期間の短縮によるコスト削減、餌の給餌量等の生産技術向上を指導
- ・肥育もと牛外部導入を控えて自家産で賄えるよう、肥育一貫経営のメリットが生かせるよう指導
- ・購入粗飼料の圧縮と給餌方法について指導
- ・定期巡回や除角を継続し、牛群の状態や飼養管理状況等の確認を行うよう指導

③ 疾病、事故低減対策等の指導

- ・牛恩恵（分娩監視装置）を事業により導入し分娩事故低減を指導
- ・事故率の改善と高齢牛の高い割合の改善を図るため、自家保留・町有牛制度を活用した計画的な更新を指導

- ・牛舎・牛床の消毒および早期交換を実施するよう指導

- ・事故（死亡）牛発生がさらなる収益ロスとなるため事故牛抑制を図るため巡回の強化を指導

④ 自給飼料の確保等

- ・粗飼料を自家生産や譲受等により確保するよう指導
- ・飼料畑集積により良質粗飼料自給率を向上するよう指導

エ 県協議会の指導・支援事項

① 経営・資金管理等の指導

- ・飼養管理および前月実績を基に現地検討会を実施し今後も関係部署を含め取り組みを実施
- ・毎月の技術員の巡回指導および窓口での現状確認等を実施
- ・貸付金および購入未収金の支払い状況確認のため、毎月総与信会議を開催
- ・牛舎環境の清掃を小まめに行うことで、より安定した経営が見込めることから、引き続き関係機関で指導

② 飼養技術・管理等の指導

- ・早めに子牛を育成所へ預けて母牛の回復を早期に促し、発情を見逃さず、適期に種付けを行うように指導
- ・耳標を付けていない牛がいることから付けるよう指導
- ・乳質、成分のペナルティーによる単価のロスをなくすよう指導



- ・外部預託施設に育成等で預ける前に除角するよう指導

### ③ 疾病、死亡低減対策等の指導

- ・分娩監視カメラ等を活用し、事故を少なくするよう指導
- ・敷料交換、水槽掃除、衛生対策として通路の水たまり清掃など基本的な管理を徹底するよう指導
- ・牛舎内の環境改善のため、扇風機の掃除を行うよう指導

## (3) 養豚経営

### ア 計画達成に係る進捗状況

- ① 報告があった農家数 25 戸（経営形態別：繁殖 2 戸、一貫 20 戸、肥育 3 戸）の戸当たりの実績は、飼養頭数は 699.5 頭（計画対比 92.6%）で、畜産部門収入は 63,863 千円（同 58.4%）、畜産部門支出は 61,249 千円（同 62.0%）、家計費は 1,624 千円（同 59.5%）となり、償還財源は 6,498 千円（同 50.0%）となっています。

- ② 全国の償還財源の進捗率は、25% 以下の農家が 5 戸（20.0%）、25～

50%未満が 9 戸（36.0%）、50%以上が 11 戸（44.0%）となっています。

### イ 計画に対して進んでいない要因等

- ・トウモロコシ価格が高止まりしている
- ・種付け不良等繁殖成績低迷により出荷頭数が大幅減少し売上減収
- ・出荷日齢直前のへい死により畜産部門収入が計画値より減少
- ・入退院を繰り返していたことで飼養管理に遅れが生じ、繁殖成績・肉豚出荷も計画より減少
- ・子豚段階において肺炎による死亡が多発したため在庫頭数が増加せず出荷頭数が減少
- ・豚舎設備の故障による補修工事や衛生対策（薬品代）が計画を上回った

### ウ 地域で実施した指導と今後の対応

#### ① 飼育技術・管理等の指導

- ・経済連の獣医に全頭の妊娠鑑定を依頼し、発情兆候等の見分け方を指導
- ・飼料メーカーの獣医師の指導により抗生物質の添加や飼養改善策（豚舎

(表 2) 養豚経営の資金別計画達成の進捗状況（一戸当たり）

(単位：千円、%)

| 資金名    | 集計戸数 | 飼養頭数  |      | 畜産部門収入 |      | 畜産部門支出 |      | 家計費   |      | 償還財源   |       |
|--------|------|-------|------|--------|------|--------|------|-------|------|--------|-------|
|        |      | (平均)  | 計画対比 | (平均)   | 計画対比 | (平均)   | 計画対比 | (平均)  | 計画対比 | (平均)   | 計画対比  |
| 畜産特別資金 | 14   | 641.5 | 96.0 | 69,920 | 62.9 | 65,696 | 64.2 | 1,987 | 68.9 | 12,165 | 88.4  |
| 緊急支援資金 | 11   | 780.7 | 89.0 | 56,154 | 52.4 | 55,589 | 59.0 | 1,382 | 52.6 | ▲ 715  | ▲ 6.0 |
| 計      | 25   | 699.5 | 92.6 | 63,863 | 58.4 | 61,249 | 62.0 | 1,624 | 59.5 | 6,498  | 50.0  |

繰り)を重点的に指導

- ・ 共済組合の獣医師等に相談し母豚のボディコンディションと飼料を中心に、繁殖成績の改善を図り回転率の向上・分娩頭数の改善を指導
- ・ 繁殖部門の成績が悪化しているため、県農業事務所の意見を聞くよう指導
- ・ 疾病対策、堆肥状況の改善、密飼いの解消に向けた取り組みとしてオールイン・オールアウトを実施

## ② 疾病、事故低減対策等の指導

- ・ 子豚事故低減を図るため衛生対策の徹底（感受性に基づく）特に移動時での抗生剤添加と細霧による消毒を指導
- ・ 肺炎で死亡している頭数があるため、豚舎内の環境（空気の入れ替えが不十分である可能性もある）の改善等を実施するよう指導

## エ 県協議会の指導・支援事項

### ① 経営・資金管理等の指導

- ・ 飼料代が高いので、枝重をとるか飼料代を控えたほうがよいか、利益の上がるほうを選択するよう指導
- ・ 経営者および職員、臨時職員を含めた全ての従業員へ業況を把握することを認識させ、収支が図れるよう経営改善意識を念頭に、育成飼料銘柄の検討および相見積で削減することや、水道光熱費の削減などの取り組

みを指導

- ・ 融資機関への財務状況資料の提出や業況の定期的な報告を徹底させること、毎月の償還に向けての積立金も継続することや、近年到来する職員退給に備えられるよう収支改善を指導
- ・ 販売面において、繁殖センター以外での個別農家への推進も図っていくことを指導

## ② 飼養技術・管理等の指導

- ・ 繁殖部門の成績悪化が回転率の低下の原因となっているので、成績を分析して成績の悪い繁殖豚の早期淘汰を指導
- ・ 疾病予防対策の実施および飼養衛生管理基準の遵守を徹底するよう指導

## ③ 疾病、事故低減対策等の指導

- ・ 豚熱が入ってきており、イノシシも増加しているので防疫体制に十分注意するよう指導
- ・ 肺炎で死亡している豚がいるので、豚舎内の環境の改善等を対応するよう指導
- ・ 検討会で問題点の洗い出しを行い、事故率低下、経営安定の向上に努めるよう指導

### 問い合わせ先

(公社) 中央畜産会 資金・経営支援部

担当：小林

TEL：03-6206-0833

FAX：03-5289-0890

## 畜産映像情報

## がんばる! 畜産! 7



日本中央競馬会  
特別振興資金助成事業

今、畜産業は担い手不足や国際化の進展など、大きな変化の局面にあります。そんな中、飼料を自ら生産したり、省力化を図ったりと、さまざまな工夫で素晴らしい経営を行っている生産者がたくさんいます。

このサイトでは、そうした各地の優れた畜産経営や、後継者の活躍、おいしくて安全な畜産物を消費者の方々に届けるまでを映像で紹介します。

この映像情報を生産者の方へもより消費者の方々と共有することで、元気で健全な畜産の発展につなげることを目指しています。



## なるほど! 畜産現場

このコンテンツでは、畜産物ができるまでや、現場を支える職人たち、馬事文化などあまり知られていない様々な畜産現場を紹介します。

## ●配信中の内容●

畜産 DX 特集 総集編 養鶏・養豚の今に迫る／  
総集編 国際養鶏養豚総合展 2022／沖縄県牛の  
島、黒島の畜産の歴史 ほか

## 畜産トレンド発見!

このコンテンツでは、生産現場での省力化技術や、飼料用米やエコフィードなどの活用による飼料コスト削減など、「技術」に着目して各地の事例を紹介します。

## ●配信中の内容●

総集編 若き情熱! 全国和牛能力共進会 特別  
区／コントラクターと連携 大分県高田牧場／  
総集編 いま国産の粗飼料を支える! ほか

グリーンチャンネル  
でも放送中

--- 放送日 ---  
毎週月～金曜日  
朝7時～

## 「がんばる! 畜産! 7」

URL: <https://jlja.lin.gr.jp/ganbaruchikusan/>

(お問合せ先)

公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)

TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890



## 3 行政の窓

## 令和6年度畜産物価格の決定について

農林水産省

農林水産省は令和5年12月13日、食料・農業・農村政策審議会に対し、令和6年度畜産物価格について諮問を行い、妥当であるとの答申を受け、令和6年度畜産物価格を決定しました（表1）。

加工原料乳生産者補給金単価および集送乳調整金単価については、単価の水準を安定的なものとし、先を見通した経営を支えられるよう、前年度単価をもとに、変動率方式で算定しました。加工原料乳生産者補給金単価は、搾乳牛1頭当たり乳量が増加傾向で推移したものの、初妊牛価格の下落に対し、飼料価格の高騰および子牛価格の下落による副産物収入が減少した結果、令和6年度は8円92銭（前年度比23銭増加）となりました。

また、集送乳調整金単価は、集送乳にかかる輸送単価や加工原料乳の集送乳量が増加傾向で推移した結果、2円68銭（前年度比3銭増加）、総交付対象数量は325万t（前年度比5万t減少）となりました。

肉用子牛生産者補給金制度では、牛肉の輸入自由化後における肉用子牛価格の低落に対

処するとともに、中長期的には肉用牛生産の合理化により輸入牛肉に対抗し得る国産牛肉価格の実現を図るため、保証基準価格と合理化目標価格を設定しています。令和6年度補償基準価格と合理化目標価格は、黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種でそれぞれ増加しましたが、乳用種と交雑種は前年度と同額となりました。

鶏卵の補填基準価格は、一定期間（6年間）の周期変動に加え、夏期の低需要期に価格が低下する季節変動がありますが、これまで平均的には生産コストがまかなわれていたことに着目し、一定期間の平均価格を基に、生産コストの変化率と低需要期の変動を織り込み、補填基準価格を算出しました。令和6年度価格は222円（前年度比13円増加）となりました。鶏卵の安定基準価格は、補填基準価格と通常の変動を超えた大幅な価格低落の際に、需要改善に取り組む基準として安定基準価格を算出しました。令和6年度価格は202円（前年度比12円増加）となりました。

(表 1) 令和 6 年度畜産物価格

- ① 畜産経営の安定に関する法律に基づく総交付対象数量ならびに加工原料乳生産者補給金の単価  
および集送乳調整金の単価

|           | 令和 5 年度    | 令和 6 年度    |
|-----------|------------|------------|
| 総交付対象数量   | 330 万 t    | 325 万 t    |
| 生産者補給金の単価 | 8.69 円 /kg | 8.92 円 /kg |
| 集送乳調整金の単価 | 2.65 円 /kg | 2.68 円 /kg |

- ② 肉用子牛の保証基準価格および合理化目標価格

(単位：円／頭)

|               |          | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------------|----------|---------|---------|
| 保 証 基 準 価 格   | 黒 毛 和 種  | 556,000 | 564,000 |
|               | 褐 毛 和 種  | 507,000 | 514,000 |
|               | その他の肉専用種 | 325,000 | 328,000 |
|               | 乳 用 種    | 164,000 | 164,000 |
|               | 交 雑 種    | 274,000 | 274,000 |
| 合 理 化 目 標 価 格 | 黒 毛 和 種  | 439,000 | 444,000 |
|               | 褐 毛 和 種  | 400,000 | 404,000 |
|               | その他の肉専用種 | 256,000 | 258,000 |
|               | 乳 用 種    | 110,000 | 110,000 |
|               | 交 雑 種    | 216,000 | 216,000 |

合理化目標価格の適用期間

今回の合理化目標価格の適用期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

- ③ 鶏卵生産者経営安定対策事業に係る鶏卵の補填基準価格および安定基準価格

(単位：円／kg)

|        | 令和 5 年度   | 令和 6 年度   |
|--------|-----------|-----------|
| 補填基準価格 | 209 円 /kg | 222 円 /kg |
| 安定基準価格 | 190 円 /kg | 202 円 /kg |



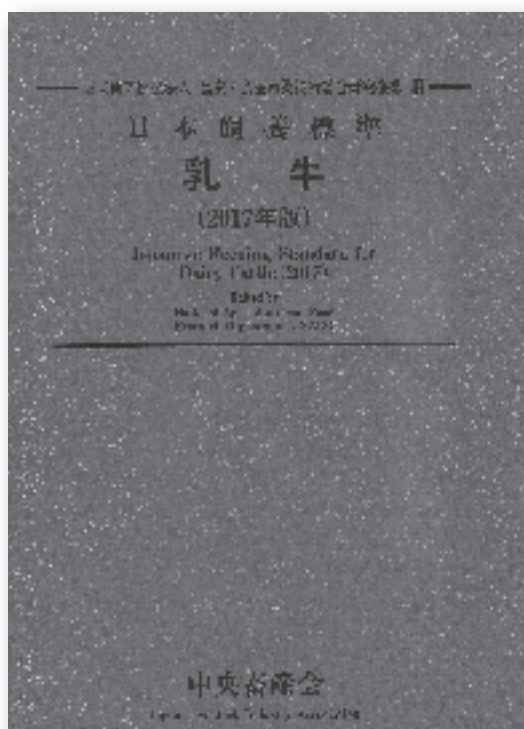
●中央畜産会からのお知らせ●

# 日本飼養標準・乳牛 — (2017年版) —

独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構 編

A4判203ページ 養分要求量計算プログラム(CD-ROM)付き

価格：定価3,850円(税込・送料別)



本書は、最近の飼養成績を幅広く収集し、育成牛と妊娠牛の養分要求量を再検討するとともに、解説を充実させ、泌乳牛や育成牛の乾物摂取量について試験データを基に検討を行いました。

泌乳牛では初産牛と経産牛の区分、泌乳初期の乾物摂取量に補正係数を設けて信頼性を高めました。

乳牛の発育曲線については、膨大なデータを基に検討を行い、新たな成長曲線を提示しました。蛋白質では、分解性蛋白質から有効分解性蛋白質への展開を図り、解説を充実させました。

ふん尿排せつ物に関しては乾乳牛、初産牛、2産以上に分けてふん尿量と窒素量を示すとともに、無機物排せつ物量の低減策を記述しました。

また、飼料自給率向上が求められている状況を鑑み、稲発酵粗飼料などの自給飼料の事項を充実させるとともに、参考資料の充実や、添付CD-ROMの養分要求量計算プログラムのバージョンアップを図り、利用者にとってより使いやすくなりました。

酪農経営者や支援指導者必携の1冊です。

|    |                              |
|----|------------------------------|
| 目次 | ■序章 飼養標準改訂の基本方針および本飼養標準の構成   |
|    | ■第1章 栄養素の単位と要求量              |
|    | ■第2章 養分要求量(Ⅰ)                |
|    | ■第3章 養分要求量(Ⅱ)                |
|    | ■第4章 養分要求量に影響する要因と飼養上注意すべき事項 |
|    | ■第5章 飼料給与上注意すべき事項            |
|    | ■第6章 泌乳曲線の平準化                |
|    | ■第7章 群飼と給与飼料中の養分変動           |
|    | ■第8章 飼養標準の使い方と注意すべき事項        |
|    | ■第9章 養分要求量の算定式               |
|    | ■参考資料1 種雄牛の飼養と発育             |
|    | ■参考資料2 飼料成分表                 |

お問い合わせ・お申込みは下記まで

公益社団法人中央畜産会 経営支援部(情報)

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-16-2 第2ディーアイシービル9階

TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890 Email: book@jlia.jp

## 4 農畜産業振興機構からのお知らせ

## 各種交付金単価の公表について

## 1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和5年11月分〕

令和5年11月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（5）のオの規定および同（5）のカの規定により準用する同（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価を公表します。

また、当該交付対象牛に係る交付金の交付については、概算払を行います。標準的生産費および交付金単価の確定値については、令和6年2月上旬に公表する予定です。

(表1) 肉専用種の交付金単価（概算払）

| 算出の区域 | 肉用牛1頭当たりの<br>標準的販売価格 | 肉用牛1頭当たりの<br>標準的生産費 | 肉用牛1頭当たりの<br>交付金単価(概算払)※1 | 算出の区域 | 肉用牛1頭当たりの<br>標準的販売価格 | 肉用牛1頭当たりの<br>標準的生産費 | 肉用牛1頭当たりの<br>交付金単価(概算払)※1 |
|-------|----------------------|---------------------|---------------------------|-------|----------------------|---------------------|---------------------------|
| 北海道   | 1,179,101 円          | 1,324,081 円         | 123,482.0 円               | 静岡県   | 1,212,023 円          | 1,286,822 円         | 60,319.1 円                |
| 青森県   | 1,213,933 円          | 1,274,715 円         | 47,703.8 円                | 新潟県   | 1,288,378 円          | 1,286,456 円         | —                         |
| 岩手県   |                      | 1,238,894 円         | 15,464.9 円                | 富山県   |                      | 1,257,758 円         | —                         |
| 宮城県   |                      | 1,281,762 円         | 54,046.1 円                | 石川県   |                      | 1,243,028 円         | —                         |
| 秋田県   |                      | 1,268,184 円         | 41,825.9 円                | 福井県   |                      | 1,243,493 円         | —                         |
| 山形県   |                      | 1,248,388 円         | 24,009.5 円                | 岐阜県※2 | 1,440,151 円          | 1,333,092 円         | —                         |
| 福島県   |                      | 1,269,977 円         | 43,439.6 円                | 愛知県   | 1,245,797 円          | 1,276,633 円         | 20,752.4 円                |
| 茨城県   |                      | 1,300,896 円         | 72,985.7 円                | 三重県   |                      | 1,270,714 円         | 15,425.3 円                |
| 栃木県   | 1,212,023 円          | 1,298,757 円         | 71,060.6 円                | 滋賀県   | 1,270,472 円          | 1,303,128 円         | 22,390.4 円                |
| 群馬県   |                      | 1,305,990 円         | 77,570.3 円                | 京都府   |                      | 1,304,228 円         | 23,380.4 円                |
| 埼玉県   |                      | 1,293,571 円         | 66,393.2 円                | 大阪府   |                      | 1,278,204 円         | —                         |
| 千葉県   |                      | 1,278,645 円         | 52,959.8 円                | 兵庫県※2 | 1,669,501 円          | 1,326,460 円         | —                         |
| 東京都   |                      | 1,258,900 円         | 35,189.3 円                | 奈良県   | 1,270,472 円          | 1,306,496 円         | 25,421.6 円                |
| 神奈川県  |                      | 1,293,667 円         | 66,479.6 円                | 和歌山県  |                      | 1,237,804 円         | —                         |
| 山梨県   |                      | 1,234,923 円         | 13,610.0 円                | 鳥取県   | 1,239,701 円          | 1,300,998 円         | 48,167.3 円                |
| 長野県   |                      | 1,273,330 円         | 48,176.3 円                | 島根県   |                      | 1,282,609 円         | 31,617.2 円                |

(つづく)

| 算出の区域 | 肉用牛1頭当たりの標準的販売価格 | 肉用牛1頭当たりの標準的生産費 | 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1 | 算出の区域 | 肉用牛1頭当たりの標準的販売価格 | 肉用牛1頭当たりの標準的生産費 | 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1 |
|-------|------------------|-----------------|-----------------------|-------|------------------|-----------------|-----------------------|
| 岡山県   | 1,239,701 円      | 1,275,441 円     | 25,166.0 円            | 佐賀県   | 1,197,311 円      | 1,292,487 円     | 78,658.4 円            |
| 広島県   |                  | 1,298,346 円     | 45,780.5 円            | 長崎県   |                  | 1,291,648 円     | 77,903.3 円            |
| 山口県   |                  | 1,287,160 円     | 35,713.1 円            | 熊本県   |                  | 1,297,564 円     | 83,227.7 円            |
| 徳島県   | 1,263,907 円      | 1,289,709 円     | 16,221.8 円            | 大分県   |                  | 1,280,672 円     | 68,024.9 円            |
| 香川県   |                  | 1,300,257 円     | 25,715.0 円            | 宮崎県   |                  | 1,285,917 円     | 72,745.4 円            |
| 愛媛県   |                  | 1,245,365 円     | —                     | 鹿児島県  |                  | 1,282,462 円     | 69,635.9 円            |
| 高知県   | 1,197,311 円      | 1,197,050 円     | —                     | 沖縄県   | 1,236,830 円      | 1,249,399 円     | 4,312.1 円             |
| 福岡県   |                  | 1,296,606 円     | 82,365.5 円            |       |                  |                 |                       |

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価(概算払)

|     | 肉用牛1頭当たりの標準的販売価格 | 肉用牛1頭当たりの標準的生産費 | 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1 |
|-----|------------------|-----------------|-----------------------|
| 交雑種 | 717,137 円        | 735,815 円       | 9,810.2 円             |
| 乳用種 | 472,765 円        | 457,816 円       | —                     |

※1 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)は、配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の発動がないものとして算出した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(見込み)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額から7,000円を控除した額です。

※2 ※2を付した2県については、都道府県標準販売価格が、全国一律を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回ったため、単独で標準的販売価格の算定を行っています。

注) 令和2年4月末日から令和3年5月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ(4分の3相当額)の支払いとなります。

## 2. 肉豚経営安定交付金(豚マルキン)〔令和5年度第1～3四半期〕

令和5年4月から12月までの算出期間(令和5年度第1～3四半期)における、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第4の5の(5)の規定により算出した見込みの標準的販売価格および見込みの標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を下回らなかったことから、概算払はありません。

なお、今回の算出期間における確定値については、2月上旬に公表する予定です。

(表3) 肉豚経営安定交付金単価について

| 算出期間                | 令和5年4月から12月まで |
|---------------------|---------------|
| 肉豚1頭当たりの見込みの標準的販売価格 | 43,724 円/頭    |
| 肉豚1頭当たりの見込みの標準的生産費  | 42,245 円/頭    |
| 肉豚1頭当たりの見込みの交付金単価※  | — (概算払なし)     |

※ 肉豚1頭当たりの見込みの交付金単価は、肉豚1頭当たりの見込みの標準的生産費と肉豚1頭当たりの見込みの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額から1,100円を控除した額です。